

## タイ商標法改正のご案内

2016年8月9日

タイには多くの日本企業が進出していますが、商標権利化に関しては、ハードルの高い国の一つと考えられてきました。タイ商務省は、海外からのビジネス投資が円滑にできるよう種々の法改正を図ってきました。その一環として、今般、商標法 (Thai Trademark Act (No. 2) B.E. 2543) の改正法が2016年7月28日付で施行されました。改正内容には、歓迎すべき点と注意すべき点の両方が含まれています。

主な改正点は、以下の通りです。

- 音商標の登録を認める (第4条)
- 一商標多区分出願が可能になる (第9条)
- 連合商標登録制度が廃止された (第14条)  
従来、相互に類似する商標登録は連合関係となり、一括して移転することしか認められませんでした。連合商標制度の廃止により、登録毎に分離して移転することが可能となります。
- オフィスアクションに対する応答期限の短縮化  
庁通知に対する応答 (第15条)、庁通知に対する審判請求 (第18条)、異議申立 (第35条) など
- 更新期間の猶予期間の設定 (権利満了日から6か月以内) (第54条)

注意すべき点として、たとえば、新たに認められた音の商標について登録出願する場合、詳細については今後発行される省令規則で確認する必要があります。また、多区分出願が可能になりましたが、改正法には多区分出願の分割に関する規定がないため、省令規則で確認する必要があります。肝心の省令規則の内容は、現時点では未確定です。

一方、オフィスアクションに対する応答期間が短縮 (庁通知への応答期限は90日から60日に短縮) され、期限管理に注意を要しますが、審査促進が期待できると思われます。改正がらみの費用の変更にも要注意です。

なお、上記改正点はマドリッド・プロトコル加盟を目指したものといたします。加盟の具体的時期は未確定で、2017年中旬と予測されています。

(参考：現地代理人からの情報、ジェトロ・バンコク事務所の情報等)

以上

弁理士 矢野 公子